

第8回農業委員会総会議事録

平成30年8月6日（月）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第27号から第29号)
日程第4 議事(議案第25号から第28号)

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (25人)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 稲垣 潔 | 2番 | 横山 實 |
| 3番 | 松山 宗則 | 4番 | 永森 薫 |
| 5番 | 有沢 敏博 | 6番 | 城石 美枝子 |
| 7番 | 砂原 仁志 | 9番 | 石庭 文男 |
| 8番 | 前田 進 | 10番 | 舟木 康眞 |
| 11番 | 帯刀 眞理子 | 12番 | 土合 正夫 |
| 13番 | 山本 克伸 | 14番 | 森 敏朗 |
| 15番 | 進藤 久司 | 16番 | 宮下 勉 |
| 17番 | 村上 利之 | 18番 | 山谷 孝芳 |
| 19番 | 佐伯 瑞穂 | 20番 | 樋上 豊 |
| 21番 | 明石 茂 | 22番 | 堀 正 |
| 23番 | 水上 幸雄 | 24番 | 齊藤 高志 |
| 25番 | 大垣 秀雄 | | |

欠 席 委 員 (0名)

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第 27 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第 28 号 農地法等第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第 29 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

議案第 25 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 26 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 27 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第 28 号 農地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 竹内 美樹 局長補佐 堀 修二
主 査 青木 克憲

射水市農林水産課

主 任 黒梅 康弘

会議の概要

開会時刻 午後1時58分

議長（舟木会長）

ただいまから、第8回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立して
おりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（舟木会長）

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長に
おいて「19番 佐伯委員」「20番 樋上委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

— 会 期 の 決 定 —

議長（舟木会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声起きる)

議長 (舟木会長)

異議なしと認め、会期は、本日 1 日とすることに決定します。
以上で日程第 2 を終わります。

— 報 告 —

議長 (舟木会長)

次に、日程第 3 報告事項に入ります。

— (報告第 27 号の説明) —

議長 (舟木会長)

報告第 27 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について
議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長 (舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長 (舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

— (報告第 28 号の説明) —

議長 (舟木会長)

次に報告第 28 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の受理に
ついて議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

— （報告第29号の説明） —

議長（舟木会長）

次に報告第29号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第25号説明・表決） —

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の4ページをご覧ください。
今回は1件ございます。

【議案第25号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった

1番については生前贈与によるものです。以上です。

2番については経営規模拡大によるものです。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手です。

よって、議案第25号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

— (議案第26号説明・表決) —

議長(舟木会長)

次に、議案第26号農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書5ページの議案第26号をご覧ください。

今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第26号を議案書をもとに朗読】

1番は農機具収納庫施設用地としての転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

1番については有沢委員より説明をお願いします。

有沢委員

議案第26号の1番について説明します。

申請人は射水市内で●●と農業を営んでいます。

本年をもって売薬業を廃業し、農業に専念することにして、積極的に耕作農地の拡大を考えております。

現在、既存の母屋車庫にはトラック、田植機、申請地横の農機具格納庫は乾燥機、コンバイン、もみすり機、1トントラック、肥料、軽農機具を収納しておりますが今回、新規に大豆コンバインの導入を予定しており、既存の格納庫では手狭になり、申請地で転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに関係者の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第26号について説明します。

1番については、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は農機具収納庫施設用地であります。集落にも接続しており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がございましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長 (舟木会長)

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第26号農地法第4条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 (舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第26号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— (議案第27号説明・表決) —

議長 (舟木会長)

次に、議案第27号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書6ページの議案第27号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は7件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第27号を議案書をもとに朗読】

1番は農機具格納庫、2番は一般住宅建築、3番は公園用地、4番から6番は自己用住宅、7番は駐車場としての転用申請です。

議長 (舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長 (舟木会長)

1番については堀 委員より説明をお願いします。

堀 委員

議案第27号の1番について説明します。

申請人は射水市内の農事組合法人です。

法人設立当初から所有機械をすべて収納できる格納庫を所有しておらず、●●の倉庫等を借用していますが、農作業繁忙期は屋外保管となっており、格納庫の整備が必要です。

そこで営農組合で候補地を検討したところ、今回の申請地で地権者から承諾も得られたため、申請した次第であります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほどよろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

2番については横山委員より説明をお願いします。

横山委員

議案第24号の2番について説明します。

申請人は●●市内で妻と暮らしています。

現在の住居は老朽化も進んでおり、駐車スペースも少なく、前面道路の県道は交通量も多く、道路を挟んで向かい側の車庫に駐車していますが車の出し入れ、農機具の出し入れの際もかなり危険です。

そこで現在の集落内で候補地を検討したところ申請地に建築すること地権者の了承が得られたため申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

3番については砂原委員より説明します。

砂原委員

議案第24号の3番について説明します。

申請人は●●市内の地縁法人です。

町内会では地域内に公園を有しておらず、住民が集まり語り合えるふれあいの場として地域内に公園を作りたいと考えておりました。

そこで町内会で候補地について検討したところ、●●に隣接した農地で地権者からも承諾を得られたため、今回申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

4番については大垣委員より説明します。

大垣委員

申請人は●●市内で祖母、両親と暮らしています。

来年、結婚することとなり、現在の家で同居するとなるとかなり手狭なため、申請地に新居を建築することとしました。

申請地は小学校や中学校も近く将来、子育てするにしても最適な環境であります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

5番については大垣委員より説明します。

大垣委員

申請人は●●市内で両親、妹と暮らしています。

このたび、将来的に結婚したときや勤務先への通勤を考慮してこの地区で住宅を建築することとしました。申請地は駅や学校も近く最適な環境であります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

6番については大垣委員より説明します。

大垣委員

申請人は●●住宅で妻と子供2人で暮らしています。

子どもの成長とともに県営住宅では手狭となったため、候補地を検討したところ小学校や中学校も近いこの地区で住宅を建築することとしました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

7番については私より説明します。

舟木会長

申請人は●●市内で●●や●●を営んでいます。

事業も順調に伸び、重機の台数もかなり増えており●●の処分場と現在の申請地横に駐車していますが足りない状態です。また運搬車両の増車も検討しており、駐車場の確保が必要となっており、現在の駐車場に隣接している農地を転用するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に關す

る説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第27号について説明します。

1番については、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は農機具収納庫施設用地であります。集落にも接続しており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

2番については、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は一般住宅建築であります。集落にも接続しており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

3番については、申請地は、市街化傾向区域内である農地であることから、これを2種農地と判断します。

転用目的は公園用地であります。集落にも接続しており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

4番については、申請地は、市街化傾向区域内である農地であることから、これを2種農地と判断します。

転用目的は自己用住宅であります。規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

5番については、申請地は、市街化傾向区域内である農地であることから、これを2種農地と判断します。

転用目的は自己用住宅であります。規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

6番については、申請地は、市街化傾向区域内である農地であることから、これを2種農地と判断します。

転用目的は自己用住宅であります。規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

7番については、申請地は、市街化傾向区域内である農地であることから、これを2種農地と判断します。

転用目的は駐車場であります。規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

議長(舟木会長)

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

永森委員

市街化調整区域では分譲宅地の開発はできるのか。

事務局(堀)

市街化調整区域では更地分譲はできない。買い手が決まってからの申請になる。

永森委員

1区画 200 m²となっているのはなぜか。

事務局（堀）

開発許可の面積要件として1区画 200 m²以上という条件がある。

議長（舟木会長）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第27号農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第27号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第28号説明・表決） —

議長（舟木会長）

次に、議案第28号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

議長（舟木会長）

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（黒梅）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案7件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

事務局（黒梅）

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

(「なし」の声起る)

議長(舟木会長)

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第28号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のどおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

挙手全員であります。

よって、議案第28号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長(舟木会長)

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第8回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時30分

その他報告事項

- ① 農業委員視察研修会の精算金の徴収について
- ② 平成30年7月豪雨災害義援金について
- ③ 次回開催場所と時刻について
 - ・ 総会開催日 9月6日(木) 午後2時から
 - 射水市役所大島分庁舎大会議室
- ④ その他
 - ・ 農業委員業務必携
 - ・ のうねん7月号
 - ・ 「農地の貸し借り」は農地中間管理事業を活用しましょう。

議 長 舟木 康眞

署名委員 佐伯 瑞穂

署名委員 樋上 豊

第八回農業委員会總會議事録

縦覧中

縦覧期間

自 平成三十年八月九日
至 平成三十年八月三十日